

## 令和7年度第2回旭川市公民館運営協議会 会議録

日 時：令和7年12月24日（水） 10：00～11：30

場 所：旭川市神楽公民館 講座室

出席者：（委員） 岩瀬委員・葛西委員・加藤委員・川島委員・熊野委員  
高橋委員・田中委員・出口委員・西塚委員・松田委員

（50音順）

（事務局） 社会教育部長・公民館事業課長・事業係長・事業係員

中央公民館長・東旭川公民館長・神楽公民館長・末広公民館長

江丹別公民館長・東鷹栖公民館長・神居公民館長・北星公民館長

新旭川公民館長・愛宕公民館長・春光台公民館長

傍聴者：なし

\*会議は、全て公開で開催。

## 令和7年度第2回旭川市公民館運営協議会 会議内容

- 1 開 会
- 2 社会教育部長 挨拶
- 3 旭川市公民館運営協議会委員 紹介
- 4 公民館事業課職員 紹介
- 5 会長・副会長 選任
- 6 会長・副会長 挨拶
- 7 議 事
  - (1) 公民館の概要説明
  - (2) 公民館使用料の見直しについて
  - (3) 地域集会施設の活用に関する実施計画の改訂について
  - (4) その他
- 8 閉 会

議事に先立って、会長に出口委員、副会長に葛西委員が選任された。

## 議事

### (1) 公民館の概要説明（事務局説明）

#### (会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、質問意見等ありますか。

公民館の利用人数 45 万人というのは、住民 1.5 回ずつ使っていることになるが、使っていない人もいて、何度も使っている人もいるということが数字から見て取れると思う。

特になければ次の議事に進みます。

## 議事

### (2) 公民館使用料の見直しについて（事務局説明）

#### (会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、質問意見等ありますか。

LED 化により、末広公民館と東鷹栖公民館の使用料は、他の公民館と数十円の違いがあるが、明確に電気代に違いが出てくるのか。

#### (事務局)

今回の料金改定は、令和 4 年度から令和 6 年度のコストを基に算定しているため、本来料金への反映は次回の改定になるが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した LED 化であることから、その分を先に反映させて料金を若干でも安くするということで見直し案では示している。施設全体としては LED 化により電気代は下がるもの、部屋ごとに割り返すと大幅な減額にはならない。

#### (委員)

公民館使用料と住民センターの利用料は、今回の改定でだいたい同じになるということか。

#### (事務局)

今回の料金改定では、公民館と住民センター、農村地域センター等の地域集会施設について、それぞれコストを平準化して料金を共通化している。激変緩和措置として元の料金の 1.5 倍という上限を定めているため、本来の算定額まで上がりきっていない部屋は料金に差異もあるが、面積が小さい部屋については同額となっている。

ただ、減免を受けられるかどうかという点で、実際の使用料の負担額が変わること

ろがあるが、一般料金は基本的にはほぼ同じ額である。

#### (委員)

何年か前に住民センターの料金を下げたことにより、収入が減って赤字の施設もあると思う。今回料金が上がることにより、その点が少しこれ改善されていくと思うがどうか。

#### (事務局)

前回の料金改定は令和2年4月であり、元々住民センターや地区センターは受益者負担100%の施設であったのを、50%にしたため料金が下がった。

住民センターと地区センターは指定管理者が運営していることから、収入が減った分については、市の指定管理委託料を増額して対応している。料金の平準化という考え方では、地区センターと住民センターの料金が高い分稼働率が低めであったため、できるだけ同じ料金とすることで使いやすいようにしたもので、前回の改定時に地域集会施設の料金を平準化し共通料金とした。

今回の料金改定は「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づく定期的な見直しの一環であり、運営コストが上昇しているのを反映して料金の増額ということで見直し案を示している。

#### (委員)

資料の「使用料・手数料の見直し」、「地域集会施設の活用に関する実施計画の改訂」に係る個別説明会における質問、意見等の内容の、上から2番目の意見の「市の財政が赤字だから料金を改定すると言つてくれた方が市民としては理解できる」という意見に共感できる。「受益と負担の適正化」と言われても、結局どういうことなのかよく分からぬ。市が困っているから協力してと言つた方がこちらも頑張ろうという気持ちになる。

パークゴルフ場について、利用者が減少しているからパークゴルフ場を減らすのではなく、どうしたら市民の方が利用しようと思つてくれるのか、以前のように市民に来てもらえる方法やどうしたら皆が集まる場所になるのかといった方向性で考えてほしい。

#### (事務局)

今回の料金改定は、定期的な見直しであり、赤字だからということではなく、使用者としない人の料金のバランスを取っていくための見直しである。このような意見があつたことは担当課へ報告する。

また、パークゴルフ場について、人を呼び込む施策も併せて考えるべきではという御意見は担当課へ報告する。

### (委員)

私が百寿大学に入った頃は、学生が 60 人以上いたが、今は 27、8 人と少なくなっている。現在、定年が 65 歳の企業が増え、年金の受給開始も 65 歳からとなり、60 歳以降も働くを得ない人が増えている。そのような中で、何もしなければ利用者の減少は当たり前で、パークゴルフ場の今後について、単純に料金を上げるだとか廃止にするのではなく、施設をどう維持していくかを考えていきたい。

### (事務局)

公民館の利用者数は、コロナ禍での活動自粛に加え、コロナ禍以降も働く高齢者の増加等により、コロナ以前の水準には戻っていない。他の社会教育施設もコロナ禍で相当利用者数が大きく落ち込んだが、社会教育施設の中で科学館ではコロナ以前の水準より来館者数が増加している。それは旭川市以外から来てくれているためで、旭川市民に限るとやはり回復していない。また、社会教育施設では、いろいろとボランティアに関わってもらっているが、ボランティアを確保できないという問題も生じている。

今後も同様の傾向は続くと思われ、コロナの影響で利用者が戻ってこないというより、違う状態にシフトしてきているということも踏まえて、公民館だけでなく、行政としてのアプローチを再度検討していく必要があると思う。

パークゴルフ場の利用者数は半減しており、特に公共施設の中でも減少が大きい施設である。このため、今回料金改定は行わず、将来の施設の在り方と併せて改定時期についても今後検討を進めていくこととしている。所管外のためこの場での議論は難しいが、いただいた御意見は、担当課に伝える。

### (委員)

利用者を増やすためには営業が必要。公民館運営協議会だけで議論するのではなく、例えば、高齢者は外出すれば健康的に過ごせて、健康保険の支出も減っていく。相乗効果を踏まえ、市全体として考えるべきこともあると思う。公民館を利用することによって、ひいては市の財政も少し良くなるといったことにつなげて説明すると参加してくれるのではと思った。

### (事務局)

公民館の利用者から、公民館に通うだけで高齢者にとっては健康増進になり、いろんな人と交流することで脳の活性化につながるなど、医療費の削減にもつながる大事な施設であることも踏まえて料金のことを考えてほしいという意見もあった。

公民館を使用することでの効果的な部分をどう発信していくかということも大事だと思うので、今後の公民館の P R の部分で、御意見も参考にさせていただきたい。

**(会長)**

他になければ次の議事に進みます。

議事（3）地域集会施設の活用に関する実施計画の改訂について（事務局説明）

**(会長)**

ただ今、事務局から説明がありましたが、質問意見等ありますか。

**(委員)**

資料の6ページ、（7）公民館以外に利用できる施設がない地域では飲食を認めていると書いてあるが、施設数を教えていただきたい。行事や団体によって飲食を認めたり認めなかつたりするのか。

**(事務局)**

該当施設は、地域に飲食できる施設がない農村地域にある公民館で、江丹別公民館、西神楽公民館、分館では東旭川公民館日の出分館・瑞穂分館、東鷹栖公民館第3分館・第4分館、神居公民館上雨紛分館、西神楽公民館就実分館の8館である。

飲食については、水分補給や捕食など簡単なものについては認めているが、公民館は学習施設であるため、特に飲酒を伴う会食は他の利用者の迷惑になることから、基本的に飲食を認めていない。

**(委員)**

飲食を認めている地域の公民館があるということだが、大きな公民館については、認めてないということか。

**(事務局)**

会食や新年会など飲食を主目的とした利用自体は認めていない。例えば、永山公民館では基本的に飲食を認めていない。

**(委員)**

来年の永山屯田まつりの中で、公民館も使用して、いろいろな催物を実施したいと考えている。公民館には調理できる場所があるので、そばを振る舞いたいと思っているが難しいか。

**(事務局)**

飲食を認めていない公民館においても、公民館フェスティバルや公民館祭り等の公民館全体を挙げての行事では、臨時営業許可を取得し、そばの販売や喫茶コーナーを

設けていることもある。永山屯田まつりは地域活性化につながる行事であることから、公民館としての協力などどのような対応ができるかを今後相談させていただきたい。

**(委員)**

永山屯田まつりでは、過去に永山公民館の中で永山の昔の農器具などを展示したりしたことがある。来年ちょうど 40 周年の記念の年ということもあり、公民館と一緒に何かできたらと思っているので、今後相談させていただく。

**(会長)**

会食は限られた施設でしか認めていないと思うが、例えば終日のイベントなどでお弁当持ってきてどこで食べるのかという問題はあると思う。研修室はダメだが、ロビーはいいというように、現場で柔軟に対応していると思う。

公民館以外に利用できる施設がない地域では飲食を認めているということについて、公民館の規程か何かに定められているのか。

**(事務局)**

公民館運営要綱という、公民館の運営に係る市の内部的な取扱いを定めたものに記載されている。

**(会長)**

私も含めて初めて委員になられた方がいるので、2 ページの「今後の公民館の運営について」をもう少し詳しく説明していただきたい。

**(事務局)**

地域集会施設の活用に関する実施計画は、地域を対象にした住民センターや地区センター、公民館等の施設について、利用料金も含めて、できるだけ同じように使えるようにしていこうという趣旨の計画である。

公民館は社会教育法に基づく施設で、利用に制限もあることから、社会教育法に基づく施設として維持し続けるのかどうか、他自治体でも増えてきているが、住民センター等と統合して生涯学習センターのような公民館類似施設にするのかということが大きな計画上の今後の検討事項となっていた。

このため、教育委員会では、社会教育委員会議に専門検討会を設置し、そこに諮問して公民館の位置付けについて検討した結果、公民館については、社会教育法に基づく施設として維持していくことが望ましいという答申があり、教育委員会として、今後も社会教育法に基づく施設として公民館を維持していくと整理した。

一方で、地域集会施設の活用に関する実施計画では、できるだけ同じようにしていくという考え方があるため、施設の種類が違っても料金や休館日等の様々な条件を合

わせていくこうということで、今後に向けても取り組んでいくという内容である。

### (会長)

全国の公民館はピーク時の 19,000 館から直近の文科省の調査で 13,000 館まで全国的に減っている。その多くの理由が地域づくりの拠点としての役割を求められ、社会教育の目的だけではなく、街づくり、地域づくり、防災、福祉の拠点とするという、目的の多様化というものが進んでいるため、教育委員会の範囲の中では、その役目を果たせないだろうということで、コミュニティセンターや地区センターという名前に変えて、所管も変えて、教育委員会から市長部局に移していくことが、全国的に進められている。

ただ、そうして移行したところの現状を見ていると、教育という言葉が抜けてしまっている。特に人材育成というものがすごく手薄になっている。そのため、教育委員会の所管施設として残していくというのは、とても素晴らしいことと思っている。

今の公民館が現状のままでいいのかということも含め皆さんと改めて考える必要があるのではないかと思う。同じ状態ずっと続けていくのが時代のニーズに合っているのかということを踏まえないといけないと思っている。これはまた来年度以降に相談させていただいて、皆さんの御意見をいただけたらと思う。

### (委員)

利用者は、公民館が社会教育法に基づく施設ということを理解できていないのではないか。住民センター等との違いについて分かりやすく説明していかないと、施設によってできるできないなど利用者から敬遠される原因になるのではないか。今後この協議会の中でも論議をしてアピールする方がいいと思う。

### (会長)

施設の目的を明確にできていないから、住民は公民館も地区センターも違いなく使っていると思う。

公民館からコミュニティセンターに移行する大きな目的は、社会教育法第 23 条に、営利活動をしてはいけない、政治的な活動をしてはいけない、宗教的な活動をしてはいけないとあるので、その制限を取り扱うこと。活動をしてはいけないと書いてあるが、その前提に「特定の」とあり、「特定の」人が営利活動をしてはいけない、「特定の」政治家の応援をしてはいけない、「特定の」宗教の活動場所にしてはいけないと言っている。いろんな宗教や、いろんな政治家の討論会を開催するとか、みんなが儲けるだとかであれば問題ない。おそらく住民センターとかは営利活動できるはずで、公民館は社会教育法第 23 条に基づいてはいけないと言われるが、その「特定の」というのを事務局が説明できていない。

首長が公民館をコミュニティセンターとして地域づくりの拠点にすると言って変

えるところがほとんどで、議論されずに進んでいるところが多いと思う。先ほどの話から、旭川市はすごく丁寧に議論されていると思うので、これについても、今後また議論させていただけたらと思う。事務局からはよろしいか。

#### (事務局)

公民館が住民センターや地区センターと大きく異なるのは、公民館は貸館以外にも学習機会の提供や活動支援、地域支援等の役割があり、住民センターや地区センターは貸館の施設という点である。施設の提供以外にも大きな役割が公民館にはあるということを、今後PRしていく必要があると感じた。

#### (会長)

他になければ、まだ発言されていない委員から本日の感想でもよいので一言お願ひする。

#### (委員)

公民館の在り方や地域集会施設について等を議論するのがこの協議会の場ではないのではないかと思いながら話を聞いていた。これから旭川市の中で各施設がどのように維持されていくべきなのかということは考えていかなければならないと思うが、限られた予算の中でどこまでできるのかというのはすごく難しいと感じる。ただその点にすごく苦労されて、今回提案されていると思う。

例えば使用料について受益者負担が50%と示されていて、半々なので納得できるかなというところだが、個人的には、利用者がもっと負担していいのではないかと思う。利用者数は市の人口を上まわっているが、おそらく特定の人が使用しているため、本当に市が半分負担すべきなのかというところも含め、もっと全体的なことを議論していくかないと、ここだけでは方向性を出しにくく、決められないと思った。こういう場で、今後どうしていったらいいのか熱心に議論されていることを、市全体に広報していただけたら、ここに参加した意味もあると思っている。

#### (委員)

施設の利用料金が上がるの仕方ないこととは思うが、それと同時に、もう少し使用率が上がっていけば、さほど料金を上げなくても済むだらうとも思った。

例えば公民館の講座は昼間の講座が多い。そうすると働いている人は参加しにくい。広報誌に講座情報を掲載するなど参加者増に向けて取り組んでも、使用率が上がらないのであれば、料金を上げざるを得ないというのはもっともな話だと思って聞いていた。

使用率が下がればその分料金上げなければならない、若しくは存続できないというのは、鉄道のローカル線にすごくよく似ていると思った。今まで乗らなかったのにロ

一カル線廃止となったらみんな廃止反対というその感覚とすごくよく似ていると思う。自分で使うものは自分で払うのが大事なことだと私は思っていた。これからそれぞれの公民館で努力されていくと思うが、やはり働く者にとっては利用しづらいという感覚が少しある。

#### (委員)

公民館の社会教育法上の位置付けについては全く知らなかつたので、その点勉強になつた。

パークゴルフ場の利用者数の推移は、先ほど新型コロナウイルス感染症によって減少という話もあつたが、この推移を見ると 2020 年以前から減少傾向にあつて、近似直線を伸ばしていくと、現在の利用者数の減少につながつてゐるので、これは新型コロナウイルスの影響というよりは、そもそも構造的な問題、例えば団塊の世代が平成の終盤の頃は 60 代ぐらいだったが、今はもう後期高齢者となって、人口のボリューム層とかも減つてだんだんと高齢化しているという点もあると思うので、そういうことを考えると、もちろん利用者を増やすという考え方もあると思うが、料金の値上げは仕方ないところが大きいと思った。

公民館にするのか地区センターとかにするのかという話もあつたが、公民館が社会教育に特化した施設で、使われる方は特定の層に限定されているのではないかというのがすごく気になつた点で、福祉や防災など幅広い機能を持つ施設として存在する方が、コストを考えても、個人的には意義があるのではないかと思った。

#### (委員)

私も本日の議題の中心である料金の部分に関しては納得で、特に意見をすることもないと思いながら話を聞いていた。

公民館の運営については、本日の議題ではなかつたが、毎回この会議に参加していく気になるところで、本日もパークゴルフ場の話が出てきたが、毎回話の中心になるのが高齢者のための何かというのが多く、公民館という公の施設でありながら、子育て世代や若い世代のことの議題が上がってこない。地域づくりに関しては、もちろん高齢者の人口が多いが、これから旭川を担っていくのは子供たちなので、その子供たちのための何かをしていかないといけない。地域で協力したり助け合えたり、子供たちのことを考えててくれないと親世代が受け取れて、皆で協力できるような地域づくりというところを、公民館の運営にも何か反映できたらいいなと考えている。

#### (会長)

公民館は決して高齢者だけの施設ではないはずで、いろんな年代の方が使えるような環境づくりというものに取り組んでいくべきと思う。旭川市も、コミュニティスクール、地域学校協働活動や学校支援ボランティアを積極的に進めているが、地域学校

協働活動と公民館がなかなか結びついていないような気がする。公民館で学んだ成果を、学びっぱなしではなくどう生かすかというのが大事で、その生かす場として、学校支援ボランティアという形で、実際に成果を生かすということは、一番やりやすいのではないかと思う。そして、そこでまた何か新たな気づきを得て、また公民館で学んでという、いわゆる知の循環を果たせるような公民館としての役割があると感じている。

それから、社会教育委員会議が旭川市にあり、それとこの公民館運営協議会という組織の関係が、今一つ役割分担ができていない。ここで公民館の在り方を本当に議論できるのかと言ったら、おそらくできないだろうが、その代わり、今の運営体制の中で何ができるか、社会教育法の中でどのように変えていくことができるのか、住民が望む、いろんな年代が使えるようにしていくのかということをこの会議で今後検討すべきことではないかと感じている。

事務局と相談しながら、次回以降に皆さんと協議できればと思っている。

#### 議題（5）その他

##### （会長）

その他について、事務局から何かありますか。

##### （事務局）

- ・使用料の見直し及び地域集会施設の活用に関する実施計画の改訂についての今後の流れについて
- ・本協議会の開催予定について

##### （会長）

ありがとうございます。

それではこれで全ての議事を終了いたします。

以上